

『石清水物語』と近衛長子

— 成立年代についての一考察 —

関 本 真 乃

一、『石清水物語』の成立年代と大番役

『石清水物語』は、文永八年（一二七一）成立の『風葉和歌集』に五首の和歌が採られていることから、文永八年までには成立していたことが明らかな作り物語である。成立時期は後嵯峨院時代（在位一二四三～四六、院政一二四六～七二）かとされ、三角洋一氏は「その見当でよからう⁽¹⁾」とする。確かに『苔の衣』や『いはでしのぶ』などとよく似た和歌が散見⁽²⁾し、同時代の好尚といったものを感じ取ることができるが、引歌や本歌等を見る限りでは、今のところ成立の上限についてはつきりしたことは言えない。江戸後期の国学者黒川春村は『古物語類字抄』で「按に此物語は風葉にすこし先だち、色葉よ⁽⁴⁾

りは後に出来しなるべし」とする。平出鏗二郎氏は、物語本文に、

常陸守が子は、幼くて鹿島と言ひし、今は大人びて伊予守と言ふ。国々をめぐらして、さるべき兵の習ひとして、三月づつ京に上りて、大番といふことをつとむること、昔より今に絶えぬ習ひなりければ…。

（上巻）

とあることから、「大番役は鎌倉幕府以前は三年を以て交替することなりしに、頼朝改めて六月となす、後宝治元年更に三月に減せり。さればこの書も宝治元年以後、文永八年以前、二十四年間の作と見るべし⁽³⁾」とする。これに対し、後藤丹治氏は以下のように、『石清水』を宝治元年以後の成立とすることを「早計」とする。

宝治元年以来の制度を「昔より今に絶えぬ習ひ」など云ことは、文永八年（それは宝治元年より二十四年後）以前には既に作成されてゐた岩清水物語としては、時代があまり接近してゐる關係上、甚だ不穩当な書き方とすべきではあるまいか。…大番役が三箇月の固定になつたのは、宝治元年以前、もつと古い頃から存在したのではなからうかとの疑問を抱かざるを得ない。

いずれにせよ、『石清水』の成立年代については京都大番役が一つの指標とされてきたので、京都大番役について再確認しておく。

平出氏が根拠とした『承久記』古活字本には以下の通りある。北条政子が武士達を説得するときの發言である。日本国ノ侍共、昔ハ三年ノ大番トテ、一期ノ大事ト出立、郎従・眷属ニ至迄、是ヲ晴トテ上リシカ共、力尽テ下シ時、手ヅカラ身ヅカラ蓑笠ヲ首ニ掛、カチハダシニテ下リシヲ、故殿ノアハレマセ給テ、三年ヲ六月ニツゞメ、分々ニ随テ支配セラレ、諸人タスカル様ニ御計ヒ有テ、是程御情深クワタラセ給シ御志ヲ忘レ進ラセテ、…。

「侍共」が大番役に苦しむことを「アハレ」んだ結果、

「故殿」すなわち頼朝が、大番役の勤仕期間を三年から六か月に短縮させたのだとする。しかし五味克夫氏⁽⁷⁾が指摘する通り、これを裏付ける積極的な史料は皆無でその真否を確かめ得ない。また、古態を残すとされる『承久記』慈光寺本（水府明德会彰考会蔵本）では、本文が古活字本とはかなり異なっている。

殿原ハ、都ニ召上ラレテ、内裏大番ツトメ、降ニモ照ニモ大庭鋪皮布、三年ガ間、住所ヲ思遣、妻子ヲ恋ト思ヒテ有シカバ、我子ノ大臣殿コソ、一々、次第二申止テマシ〜シ。

北條政子の「我子ノ大臣」実朝が大番役を「申止」た、停止させたとあるが、そういった事実も確認できない。この時期の大番役について、五味氏は「勤仕期日及び期間については未だ明確には定められていなかったと思われ⁽⁸⁾」とする。実際、鎌倉初期までの大番役がどれほどの勤仕期間であったのかは判然としない。史料から確認される最も古い勤仕期間は、建保三年（二二五）の関東御教書案⁽⁹⁾にある、三か月半である。鎌倉期以前に遡るものではないが、三か月という勤仕期間が、宝治元年以降に限定されるわけではないことが分かる。つまり後藤氏の指摘通り、三か月の大番役勤仕が「昔より」の「習

ひ」であった可能性が高まるのである。

以降の大番役については、関連する社会情勢とともに把握することが『石清水』の成立を論じる上で有用であると思われるため、やや詳しく確認しておきたい。

木村英一氏は、鎌倉幕府は建久年間に大番役を御家人役化し御家人制を固めたが、制度自体の整備は進まず、その後幕府は承久の乱の勝利を契機として、京都大番役の実施・運営に関する主導権を掌握したとする。史料に残る大番役の勤仕期間については、文暦元年（一二三四）⁽¹¹⁾ごろに、「為京都大番、始自明年、以六箇月定一巡、被結十二番畢、早為一番、自明年正月至六月、可被在京状、依仰執達如件」という追加法が出される。七海雅人氏は、これを以て、一二三〇年代には十二番の編成が行われ、一巡六か月の勤務体制がしかれた可能性があると⁽¹²⁾する。その後、北条経時が執権職を弟の北条時頼に譲り、寛元四年（一二四六）閏四月に亡くなったことを引き金に、得宗家と反得宗派の争いが表面化し、結果として得宗家が勝利した（宮騒動）。反得宗派の名越光時は配流、前將軍九条頼経は七月に鎌倉追放となり、関東申次も頼経の父九条道家から西園寺実氏に変更された。『葉黄記』同年十月十三日条には、北条泰時が始めさせた武士による

洛中守護（篝屋）が、これらの騒動のため停止されるかという記事⁽¹³⁾が見られる。また同年の『民経記』十二月曆記八日裏書では、関東の騒動の後、篝屋が廃れたことに触れ、「関東武士於今者大番上洛之條、可停止此、以畿内輩、内裏・仙洞許如形可勤番役云々」と、翌年より京都大番役が停止されるのではないかという噂を伝える。京都の治安を悪化させるなどの影響を及ぼしたこの関東の緊張は、以後も高まり続け、翌年（宝治元年）六月の宝治合戦を引き起こした。これによって頼経に近侍していた三浦光村ら三浦氏が滅び、北条時頼の政権は一応の安定を得た。

おそらくこの事情を受け、大番役についても再整備が進められたのであろう。『吾妻鏡』によると、この年の十二月に「又京都大番勤仕事結番之。各面年限三箇月。可令致在洛警巡之旨⁽¹⁴⁾」として、有力御家人を番頭とする二十三番の編成で、三か月勤仕する体制が施行されている。しかし、その後文応元年（一二六〇）の北条時茂筭⁽¹⁵⁾状では、

上総国御家人深堀太郎跡大番役六箇月（自正月□□至六月晦日）五郎左衛門尉行光、於新院御所西面土門、寄合下総七郎、令勤仕候畢、…

とある。勤仕先が内裏でなく院御所であることを考慮に入れるべきではあるが、勤仕期間は六か月である。このように、大番役の勤仕期間に関してははっきりしないところが多く、記録される限りではその勤仕期間は概ね三か月もしくは六か月であるが、それが常に揺れ動いていた可能性を指摘できる。

ただし、大番役の勤仕期間が三か月であると改めて意識されるようになったのは、宮騒動・宝治合戦という鎌倉幕府の混乱を経た宝治元年以降であるということは言えよう。つまり、『石清水』の成立はやはり宝治元年以降かと推測されるのである。

成立年代に関しては、他に維盛・西行の物語との関わりや武士の善光寺信仰、愛染明王信仰等も注目に値するが、本稿では以下、『石清水』の系譜に注目して検討し、その成立年代について改めて考えたい。

二、『石清水物語』の系譜と史実

二一、『石清水物語』の系譜

『石清水』の系譜および人物は、物語自体がそうであるのと同様に、ジャンルも成立年代もさまざまな作品をないまぜに撰取している。一例として、中心人物の一人

秋の君に降嫁する女二宮の系譜を示す（以下、表現が一致する箇所は傍線、表現は一致しないものの内容が重なる箇所は点線を私に付した）。

麗景殿の女御と聞こえし御腹の女二宮を、上はいとどかなしき者にし奉らせ給ひけるが、御母方などもかすかに、はかばかしき御後見などもなくて、後ろめたかるべきを、この人々にや言ひつけましと、…。

（上巻）

続いて、『源氏』宿木巻の一部を示す。

そのころ、藤壺と聞こゆるは、故左大臣殿の女御になむおはしける。……心ざまもいとよく大人びたまひて、母女御よりも今少しづしやかにおりかなるところはまさり給へるを、うしろやすくは見奉らせ給へど、まことには、御母方とても、後見と頼ませたまふべき伯父などやうのはかばかしき人もなし。

（『源氏』宿木）

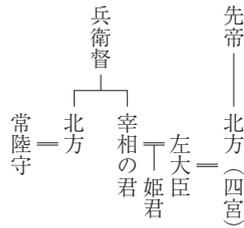
宿木巻における藤壺女御は、もともと「左大臣殿三の君参りたまひぬ。麗景殿と聞こゆる」（『源氏』梅枝）とされる人物であった。つまり、『石清水』の女二宮の系譜は、『源氏』の女二宮のそれをそっくり流用しており、かつ秋の君が女二宮を北方として迎えることも、『源氏』

で女二宮が薫に降嫁することに基づいている。その他、些末な登場人物に至るまで、『石清水』が『源氏』の系譜・設定を借りている例は多い⁽¹⁷⁾。

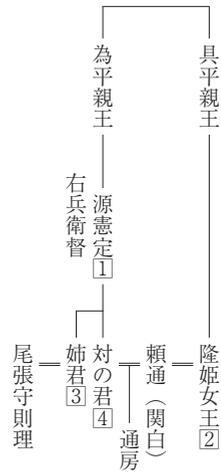
次に、『石清水』の姫君の母、宰相の君の系譜をたどる。北の方は先帝の四の宮になんおはすれば、いとやんごとなき御身なれど、いといたうもの怨じをし給ふ。御心さがなくぞおはしける。宰相の君とて、兵衛督にて失せにしが娘、心ざまなどゆゑありて、見る目もなべてにてはあらざりけるを、御覧じはなたずやありけん、ただならずなりにけるを、この女宮、いとど心づきなきことに思して、さまざまはしたなめ、堪へ忍ぶべくもあらぬに思ひわづらひて、むつましく行か交ふ所などもなく、親たちもうちつづき失せにしかば、むげによるべなき人にて、西の京といふ所に、乳母なる者の家に行き隠れにけれど、殿の御心ざし深きことなれば、あはれにのみ思されて、心苦しきことさへ御覧じ知りにつれば、そこにも訪れ、忍びて渡りなどし給けるを、やすからぬことに宣ひて、かの西の京をも、おどろおどろしくいましめられければ、すべき方なく悲しきままに、明け暮れは音のみ泣きて過ぐるほどに、姉なる人、常陸守が

妻にてなんありけるが、…。

(上巻)



宰相の君は、女房としての出仕先で左大臣に愛されるが、北方の嫉妬といやがらせによって西の京の乳母の家に隠れる。これは、三角氏が指摘するように⁽¹⁸⁾、『源氏物語』の夕顔が、頭中将に愛されるも、その北方の嫌がらせによつて西の京の乳母の家に隠れていた、という境遇をもとにして描かれている。しかし、宰相の君が男君の家に仕える女房であること⁽¹⁹⁾や、父の官職が兵衛督であったことは、夕顔の境遇とは異なる。寧ろこれらは、『栄花物語』に描かれる、頼通に仕えていた女房対の君の境遇と一致する(以下、便宜上人物に番号を振り、系図と対応させた)。



故式部卿宮の御子の右衛門督①は、関白殿のうへの御おちに子にこそはおはしけめ、：は、もうせ給ければ、ち、君はとしころとかくしありき給て、それもせ給にしかは、：関白殿のうへ②、しらぬ人かはとて、むかへさせ給て、との、御まかなひ、御くしまいりなとにふたところなからさふらはせ給ほとに、あねきみ③は致仕の大納言の御子の則理をかたらひたりけるほどに、おほりのかみになりにければ、おほりへいにけり、おと、のきみ④はわさとなもつけさせ給はて、た、すみ給ま、に、たいの君とそめしける、この君に殿おのつからむつましくならせ給にけり。御心さしのあるさまに、めさましき事ともありければ、うゑ、こと人よりはさやはなと、めさましけなる御けしきかたはらいたくて、やうくさ

とかちになりゆけは、さるへきにやありけん、こ
 とくはうゑの御けしきにしたかひきこえさせ給に、
 この事はかりはそれにさはらぬさまに、ともすれば
 御ありきのついてにもたちよりたまふ。ひるなども
 かきまきれおはしますほとに、た、にもあらずなり
 給にけるを、世の人いとめてたきさいはひひとにい
 ひ思けり。
 (『栄花物語』巻二十四)

『石清水』の宰相の君の父母は亡くなり、宰相の君は左大臣に親しい女房として仕えていた。唯一の肉親である姉は、常陸守と結婚し常陸に居住しており、また亡父は兵衛督であった。同じく、父母を亡くした『栄花物語』の対の君も、頼通に親しく仕えていた。対の君の姉も、任国こそ異なるが、受領階級の尾張守と結婚して地方へ去ってしまい、亡父源憲定は兵衛督であった。さらに『石清水』の女四宮と『栄花物語』の隆姫女王は、いずれも皇族で、嫉妬深いと描かれる北方である。加えて、『石清水』の左大臣が、出仕しなくなった宰相の君を乳母の家まで訪ねていく点も、対の君が里下がりにしているところに頼通がわざわざ立ち寄ることと重なるのである。歴史的関心の高まりとともに、『栄花物語』は広く読まれ、しばしば作り物語の創作にも利用された。『石清

水』の作者が宰相の君を造型するにあたって、『源氏』に加え『栄花』の対の君の系譜・境遇をも参考にした可能性も十分考えられるであろう。

二二二、『石清水物語』の系譜と史実

端役ともいえる人物の系譜・存在が『源氏物語』を利用していること、宰相の君の系譜が『栄花物語』を参考にしている可能性を指摘した。これほどまで先行作品に凭れかかる『石清水』において、主要人物の系譜が既存の何かを参考にした可能性については一考するべきであろう。ある程度複雑な系譜を持つ『我身にたどる姫君』や『苔の衣』『風につれなき』などの作り物語も、史実の系譜を基にしているのであり、特に史実の系譜については注意を要する。

井真弓氏は『石清水』の伊予守の系譜が木曾義仲・源通親をモデルとしている可能性を指摘しているが、私見とは些か意見を異にする。本稿では、秋の君の存在に注目したい。『石清水』は「姫君の父である左大臣（のち関白）家の家の物語という大枠に従って語り進められて」⁽²³⁾おり、中でもその輪郭は秋の君を中心として形作られているからである。

この秋の君は、侍従から、中将、三位中将、中納言⁽²⁴⁾と昇進し、権大納言を経て右大将を兼ねる。秋の君が左大将ではなく右大将に任官している点は注意される。勿論『源氏物語』の夕霧や薫も右大将に任官するのであり、秋の君の造形が特に薫の影響を受けている可能性については言うまでもない。しかし、姫君の兄であり、将来的に摂関の職に就くことが期待される秋の君が、常に官位で先を越される春の君という競争相手を設定してまで、あえて右大将という職に就くのは、この時代の好尚かもしれない⁽²⁵⁾が気にかかるところである。

ここで、関白家三男の春の君も、秋の君と同時期に左大将に任官することに注目したい。秋の君・春の君の昇進の道筋は、権大納言に昇進し、そのうち一定の期間を経て大将に任ぜられている⁽²⁶⁾という点で、中納言にして右大将を兼ねる夕霧、権大納言と同時に右大将を兼ねる薫と異なる。もともと、権大納言を経て一定期間の後大将を兼ねるといふ昇進の道筋自体は、一条朝以前から存在し、道長、頼通、通房、また『寝覚』の男君等、史実物語問わずその名を挙げられる。

しかし、なおかつ右大将に任官した人物は、長久五年（一〇四四）に夭折した藤原通房の後は、鷹司兼平まで

およそ二百年間存在しない。そもそも、撰閔家の人物の右大将任官は、治承三年（一一七九）の九条良通を最後に、嘉禎四年（一二三八）の鷹司兼平まで六十年の期間が空いており、⁽²⁷⁾その後も文永六年（一二六九）の二条師忠に至るまで、撰閔家出身の右大将は約三十年不在であった。平安末期以降、撰閔家の大将に任官した人物は、この三人を除いて皆右大将に就くことなく左大将に就いているのである。

つまり平安末期から鎌倉時代中期にかけて、撰閔家の嫡男的存在は普通左大将に就任すると言え、実際兼平と師忠は、左大将にそれぞれ撰閔家の一条実経、一条家経が任官していたため、右大将への任官となつたと考えられる。そして史実に鑑みれば、撰閔家の同世代の貴公子二人が、権大納言時にそれぞれ左右大将に初めて任官し、かつその期間が重なるのは、『石清水』成立の下限である文永八年まででは、嘉禎四年（一二三八）二月に左大将に任官する一条実経と、同年十一月に右大将に任官する鷹司兼平のみなのである。その一条実経と鷹司兼平は、大将に至るその昇進の道筋も、春の君と秋の君に似ている。⁽²⁸⁾

『石清水』の秋の君のように、他の撰閔家の子息が権

大納言兼左大将に就いているため、権大納言を経て右大将を兼ねるといえば、嘉禎四年以降まず兼平が思い浮かんだであろう。

それだけでなく、実は『石清水』の系図そのものが、この時期の撰閔家の系譜と非常によく似ているのである。『石清水』の系譜を系図と共にたどろう。

このころの左大臣と聞こゆるは、関白殿の御弟にこそおはすれ。御身の才なども賢く、何ごとも、兄の殿にはたちまさり給へれば、帝もいみじく重きものに思ひ聞こえ給へり。北の方は先帝の四の宮になんおはすれば、いとやんごとなき御身なれど、いとうもの怨じをし給ふ。……女宮の御腹には、男にて二人なんものし給ひける。

（上巻）

関白を兄に持つ左大臣は、先帝の女四宮を北方に持ち、その間には男子が二人誕生する。弟が秋の君である。ついで、関白の系譜を示す。

御兄の関白殿は姫君二人、男三人持ち奉り給ひければ、いとあらまほしく、大君は当帝の后にて、春宮の御母にもし給ふ。太郎君大将にて、右大臣殿の御婚にておはす。その次衛門督、その次は姫君、御かたちなど名高く、殊にかしづき聞こえ給へり。童

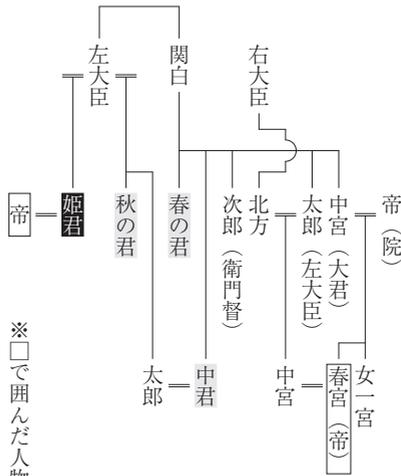
にておはする君ぞ、中になしくし奉り給へりける。
 (上巻)

関白の子は娘二人に息子三人である。長女は帝の中宮であり、春宮の生母である。その次に生まれた長男は、右大臣の娘と結婚している。のち春宮が即位したときには、「大殿の御大郎、左大臣の女御、后に立ち給ふ」とあることから、この二人の間に生まれた娘が入内し、中宮となることがわかる。以降生まれた順に次男衛門督、次女中君、三男が秋の君の競争相手となる春の君である。このうち、中君の結婚相手は以下のように取り沙汰される。

中の姫君はいと盛りに調ひて、あたらしき御さまなるを、ただ今は中宮すきまなくて候ひ給ふに、妹にてきしろひ給ふべき御ことにもあらず、春宮はいまだ幼くおはしませば、くちをしくて、ただ人にておはせんは本意なかるべけれど、今の世には左大臣の太郎君、中将ならではたれかあらむと思しめぐらして、御気色取り給へば、「いとよきこと」と、たれもたれも思して、請け引き聞こえ給ふ。(上巻)

春宮はこの時点ではまだ幼く、結婚相手として、左大臣の長男すなわち秋の君の兄が選ばれる。以上が『石清水』の主な系譜である。

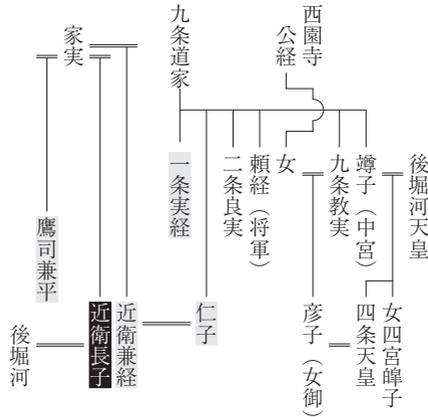
比較対象として四条朝(二二三―二四二)当時の史実の系譜及び系図を示す。若くして亡くなった人物、僧籍に入った人物は省略する。



※□で囲んだ人物は同一

後堀河天皇の中宮は九条道家の長女樽子であり、後堀河との間に四条天皇、女四宮暉子を生む。道家の嫡男九条教実(西園寺公経の娘と結婚し、その間に誕生した彦子は仁治二年(一二四二)四条天皇に入内する。次男は二条良実、次女仁子は近衛家との融和を図った道家によって、嘉禎三年(一二三七)近衛兼経と結婚した。四男は官職において鷹司兼平に先んずる一条実経である。並

べて比較すれば、『石清水』と史実の系譜が非常に似通っていることが見て取れる。



しかも『石清水』の左大臣家で、兄弟の年齢差は以下のように示される。

兄君は二位の中将にて、…弟の君は遙かに隔たりて、心もとなきほどに出で来給ひにければ、いまだむげにはいけなきほどにて、…。

(上巻)

かつ、秋の君が中納言の時点で、兄の長男も元服し少将

となつてゐることが知られるのであり、ここからも秋の君とその兄の年齢差は「遙かに隔た」つた、親子に近いものであつたと推測される。史実においても、近衛兼経、鷹司兼平兄弟の年齢差は十八歳であり、年の離れた弟兼平は兼経の猶子であつた。

このように秋の君を基点として見るとき、『石清水』の系譜と史実の系譜はよく似ていると言えよう。ただし、大きく異なる点もある。『石清水』の関白と左大臣が兄弟であるのに対して、現実の摂関家は当時既に近衛家と九条家に分裂していた点である。しかし、関白家・左大臣家をそれぞれ独立した家として見たとき、家の系譜として類似するものは他に見当たらない。さらに、この類似を補強する共通項として、先述した大将の任官事情に加え、摂関家の後宮政策の動向や、新帝即位の翌年に東国で乱が起こる点を挙げられよう。

『石清水』の左大臣家では、女子の不在ことが以下の通り繰り返し嘆かれる。

・ 姫君のおはせぬことを、いとさうざうしきことに
 思して、唐土よりかしこき相人、よく知りたるが
 渡りけるに勤へさせられければ、…。

(上巻)

・ 女君たちの、かく思ふやうにおはするを見給ふに

も、左の大殿はうらやましく、…。(上巻)

・人の身に、女子のあるなん面立たしく、高き家ともなるものにてあなるを、ここにはそのこと欠けて、くちをしき心地する。女御、后と、出で入り響きをなすに、御身親しき有職にて、なべての際ならで出で入りたるこそ、男子の身に光にてあるを、かつは主たちのためにも、むげにさうざうしかりつるに、…。(上巻)

現実の後堀河・四条朝における近衛家も、後宮政策に苦しんでいた。九条家では、道家が四条天皇の外祖父となり、その孫の彦子も四条天皇に入内する。一方、近衛家⁽³⁰⁾実には、確認できる限りでは女子は二人しか生まれなかった。一人は、生まれたことはわかるがその後の消息が不明で、幼くして亡くなったと考えられる女子、もう一人は後堀河に入内するも寵愛を得られず、九条嬪子が入内したことを受けてわずか四年で後宮を退出した長子である。長子の異母兄近衛兼経と九条仁子との間には、嘉禎三年(一二三三)、延応元年(一二三九)、仁治二年(一二四二)と相次いで女子が誕生するものの、四条天皇に入内できるような年齢ではない。兼平にもまだ子はいなかった。したがってこの頃近衛家は、摂関家の対抗勢力

である九条家に後宮政策において対抗できず、非常に焦りがあったと考えられる。

また『石清水』では、新帝が即位した翌年に関東で戦乱が起ころるが、現実においても、後深草が即位した翌年に鎌倉で宝治合戦が起こっている。

先述した通り、宝治合戦の前年の関東の騒動の影響を、京都は既に政治においても治安においても受けていた。その京都で宝治合戦の行方が注目されていたことは、『五代帝王物語』の以下の記述からも窺われる。

鎌倉に、三浦若狭前司泰村・舍弟能登守光村、謀反のことありて、宝治元年六月五日合戦あり。其間事、委く書尽しがたし。…鎌倉は別の事なく静まりぬ。

「もし泰村本意を遂たらば、都もいかゞあらむずらん」と申あひたりしかば、御折ども有しに、誅せられにしかば、聖運もいとゞ目出かりき。

新帝即位の翌年に起こった関東の乱という印象的な出来事に、『石清水』作者が刺激を受け、その記憶が物語に反映された可能性もあるのではなからうか。

ひとつひとつの例は憶測に過ぎないが、系譜のみならず当時の社会情勢とも、『石清水』のそれはさまざまに重なるのである。『石清水』作者が、読者に史実を重ね

合わせて読むように求めているとまでは思えない。しかし、取るに足らない人物の事績、系譜においてさえ先行作品をいちいち利用する『石清水』であるがゆえに、当時の撰関家の系譜や状況が、そこに取り込まれた可能性は案外高いのではなからうか。

また、これまで挙げた『石清水』との共通点として挙げたのが、いずれも宝治元年付近の史実であることは注目に値しよう。『石清水』の成立を考えるうえで、やはり宝治元年はひとつの画期であろうと思われる。

三、近衛長子と『石清水物語』

三一、近衛長子と『石清水物語』の姫君

仮に系譜をはじめとする史実の取り込みがあるとすれば、作者圏としてどのあたりを想定し得るだろうか。やはり、左大臣家に相当する人物の周辺、中でも姫君に相当する人物の周辺というのが最も自然であろう。

『石清水』の姫君に、史実の系譜上で相当するのは近衛長子である。実際、兄弟や親族の系図はよく似ており、姫君が義理の母に養育され同居する点は、長子が准母宣陽門院と同居する点と重なるなど、彼女を取り巻く状況も『石清水』と類似するところがあるのである。

ところが長子が後堀河に入内しているのに対し、『石清水』の姫君は、後堀河に相当する帝ではなく、その息子の帝に見初められている。ここに『石清水』と史実との大きな相違点が存在する。

そこで長子について確認してみると、長子は嘉祿二年（一二二六）に九歳で後堀河天皇に入内、中宮となる。安貞三年（一二二九）に鷹司院の院号を蒙り、寛元四年（一二四六）に出家する³²。幼年での入内であり、後堀河の寵愛は受けなかった。その事情が『五代帝王物語』に描かれる。

三条太政大臣公房ノ女：御中ヨカリケルヲ、関白
（猪隈殿）ノ御女マイリ給ヘキニテアレハイテサセ
玉フ。互ノ御心中云ツクスヘカラス。ヨソノ袂マテ
モ露ケクソ有ケル。：サテ関白ノ女、纔ニ九歳ニテ
六月ニマイリ給テ、ヤカテ廿九日立后。ユ、シクテ
サフラヒ給程ニ、同二年十二月関白ヲト、メラレテ、
前撰政（道家光明峰寺殿）成カヘリ給ニケレハ、中
宮ノ御ヒカリモ隠レテ、又今ノ関白ノ御女マイリ玉
ヘハ、中宮オリサセ給ヌ。ヨシナカリケル事哉ト上
下思タリケリ。寛喜元年四月二院号アリテ鷹司院ト
申。

長子が入内する以前、後堀河天皇の後宮では、三条公房の娘が寵愛を受けていた。長子の入内は、彼女を退出させてのものであり、後堀河と三条公房の娘の別れは「ヨソノ袂マテモ露ケクソ有ケル」と同情的に描かれる。『増鏡』は、長子の後堀河後宮での立場についていっそう直截に言及している。

いみじう時めき給しを、おしのけて、前の殿家実の御女、いまだ幼くをはする、まいり給にき。これはいたく御覚えもなく、世中すさまじく思されながら、さすがに后だちはありつるを、…〔増鏡〕藤衣

三条公房の娘を「おしのけ」て入内した長子は、「いたく御覚えもな」かったと描かれる。このように、長子は政治的事情に絡んで入内するも後堀河天皇の寵愛を得られず、さらに父近衛家実が関白を辞任させられると後宮からの退出を余儀なくされるなど、その半生は近衛家の期待に応えるものではなかった。

すなわち実際の長子の半生は、到底物語の姫君たり得るものではないのであり、『石清水』の姫君の系譜が、あえて長子と重ならないように造型されたとしても驚くに価しない。むしろ、長子の周辺が『石清水』の制作に

関わっていればいるほど、長子と姫君の境遇が重なることは考えがたい。

そして、長子の周辺が制作に関わっていたのではないかと推測される理由は、長子の出家事情にある。

長子の出家には、異母兄近衛兼経、宣陽門院、後嵯峨院らの所領と政治をめぐる思惑と事情が絡み合っていた。その出家の背景にあるものとして、一つには近衛家と宣陽門院の關係が深く、後堀河に入内する以前から長子が宣陽門院の猶子だったこと、及び宣陽門院の所領長講堂領への公家の関心を指摘できよう。

宣陽門院は後白河院の皇女で、建長四年（一二五二）に亡くなるまで、広大かつ「後白河の菩提を弔う長講堂八講を支え」³⁵る長講堂領を相続していた。九条道家の日記『玉葉』の嘉禎三年（一二三三）七月十七日条には以下の記述がある。

是日宣陽門院、鷹司院入内、是被准母儀也、故院御存日、主上可為御猶子義之由被申、宣陽門院被申領狀、但遺跡事由付鷹司院了、以彼女院可被准母儀云々、仍鷹司院入内之次、宣陽門院密々所相伴給也。

後堀河が存命のころ、おそらくは宣陽門院の所領を目的として、四条天皇を宣陽門院の猶子にするよう要望があ

った。しかし宣陽門院は、所領は長子にゆずると決めていたため、長子を准母に推した。それにより長子が四条天皇の准母として入内し、宣陽門院が付き添ったと記される。宣陽門院と長子の関わりが強かったことと併せ、後白河の菩提を弔う行事を継承し、「自らの皇統の正当性を示す」ために長講堂領を伝領することへの関心が高かったことがうかがえる。

さて長子の出家が初めて話題に上るのは、近衛兼経の『岡屋関白記』寛元四年（一二四六）正月十四日条である。正月十日条には「午刻許参六条殿、詣両院御方、明日行幸間事被仰合之」とあり、「六条殿」の宣陽門院・鷹司院（長子）を訪れた兼経は、翌日の後嵯峨天皇行幸のことを申し合わせている。翌十一日、後嵯峨天皇が六条殿に行幸し、宣陽門院に面会する。⁽³⁸⁾なお後嵯峨の後深草への讓位は、この前年幕府にも諮って決定されており、この行幸は同月二十九日に讓位する直前の行動であった。その三日後の十四日、宣陽門院から兼経へ使いがあった。

自宣陽門院以小宰相有被仰事、鷹司院今来月間可有落飾之由也、松月上人有夢想云々、此外又有其故之由加愚推也、主上密被仰下之間、余密々致沙汰参内之由、近日有風聞、此事無益事之由被思食歟。

その内容は、長子が今月・来月にも「落飾」するだろう、松月上人が夢想を得たことによる、というものである。しかし兼経は、理由はそれ以外にあると推測している。つまり、後嵯峨が「密」に命じ、兼経が「密々」に長子を参内させる沙汰をしているという風聞が近日有り、それを宣陽門院が「無益事」とお思いになったのだろうか、というのである。兼経は、後嵯峨が六条殿行幸に際し宣陽門院に何かを要求した、具体的には長子の参内を求めたと考えているのであろう。翌十五日、兼経のもとに、後嵯峨の乳母二品源親子と、後嵯峨の寵愛を受け宗尊親王を生んだ宰相典侍平棟子が訪ねてくる。

深更二品相具宰相典侍密々入来、有被仰合事等、鷹司院御出家、相構可申止之由也、其間子細千万不能委記、⁽⁴⁰⁾…。

二人の訪問は、長子の出家を止めるように、という後嵯峨の意を伝え、相談するものであった。しかし説得空しく、四月二十日に長子は出家してしまふ。

入夜参六条殿、鷹司院可有落飾事也、廿九、自宣陽門院被勅申歟、有子細云々、松月上人夢想二、無御出家者、可为重御惱之由見之間、去正月之比申之、又令密参院給（彼風聞時御在位）、有世間、此条付

物別宣陽門院被痛思食歟、此趣尤可然、取別御心中
二ハ、令恐懼太政大臣給事、過千萬事、其故ハ為天
下權臣之上、當時一向被馮思食之人也、御戒師良惠
僧正、…。

『岡屋関白記』寛元四年四月二十日条によれば、後嵯峨
在位中、密かに後嵯峨に長子を参らせようとするという
風聞があった。長子の出家は、それを宣陽門院が「被痛
思食」たためか。宣陽門院はとりわけ太政大臣西園寺実
氏を「恐懼」なさっているのだから、この事情の方がい
かにも適当であろう、とある。兼経は「世聞」を否定せ
ず長子の出家とその原因について再び記しており、この
件への関心が窺える。布谷陽子氏は、この後嵯峨の行幸
の目的を以下のように推論する。

寛元四年当時の親子は、重要案件の取次役として後
嵯峨の意志を奉じる女房奉書を出すなどその政治的
影響力は増大で、後宮内を取り仕切る立場の人物で
あったことが知られる。…一方平棟子は宗尊親王の
生母であり、「今上寵愛逐日々新」と言われた人物
である。この両人が兼経を訪れ、鷹司院の出家を止
めるよう伝えたのは、後嵯峨・親子・棟子の三者に、
宗尊親王を鷹司院の猶子にするという目的があった

からではないだろうか。

そしてその推論の根拠として、宗尊親王が宝治元年、二
年と相次いで式乾門院、室町院との猶子関係を結んでい
ること、菊池大樹氏⁽⁴²⁾が、その事情を解釈し、宗尊親王に
対して「後高倉王統の後嵯峨王統への収斂の結節点とし
ての役割を期待する後嵯峨の意図を汲み取ることが充分
可能」とすることを挙げ、

鷹司院出家をめぐる一件を、この後の女院達との猶
子関係を結ぶ前提と見るならば、後嵯峨は宗尊親王
を、後高倉皇統よりもまずは後白河皇統の後嵯峨皇
統への結節点と考えていたと推定できるのではない
だろうか。

とする。

しかし、この説に関してはいくつかの不審点がある。
まず猶子についてである。宗尊親王が式乾門院の猶子と
なるときは、以下のように記録される。

今夜若宮入御式乾門院、依御猶子儀也、右小弁奉：
於女院有御贈物。〔葉黄記〕宝治元年正月二十八日⁽⁴³⁾
また、室町院の猶子となるときは、以下のように記述さ
れる。

上皇若宮令入室町院給、父子御約契云々、…

〔百鍊抄〕宝治二年二月十六日

いずれの場合も、宗尊親王が女院を訪れている。昇子内親王、暲子内親王らも女院の猶子になるときは、女院を訪れている。⁽⁴⁴⁾また順徳が春宮のころ、殷富門院の猶子となるときも、殷富門院の御所を訪れている。⁽⁴⁵⁾天皇を猶子にするのでなければ、女院・院の猶子となるときには、春宮であっても自ら女院方を訪れる慣例があることが見て取れる。

対して、長子に関しては後嵯峨への「参内」が取り沙汰されているのであるから、この「風聞」は、長子と宗尊親王及び後深草との猶子関係云々の話ではないだろうと考えられる。

また親子・棟子らは、確かに「禁裏権女」⁽⁴⁶⁾「今上寵愛逐日々新」⁽⁴⁷⁾な人物であったが、それだけで、春宮である後深草よりも宗尊親王を優先して動いたとは決めつけられない。後嵯峨院が忍び歩きをするとき、最低限の御供として車に同乗するなど、彼女らは後嵯峨にとってまず第一に、気安い側近であったと思われる。だからこそ彼女らを通しての伝言は、他を憚るような後嵯峨の意をも伝え得たであろう。したがって、まずは後嵯峨の意図をこそ考える必要があるだろう。

ここで考慮に入れる必要があるのは、後嵯峨の即位経緯である。後嵯峨は、四条の不慮の死に際して、正統な後継と目される順徳の皇統を除外したいという鎌倉幕府の思惑によって即位した。そのため、山田彩起子氏⁽⁴⁹⁾が「後嵯峨の皇位継承の正当性は、甚だ薄弱」であり、「まとまった所領を持たなかった」と指摘する通り、当時後嵯峨の地位・皇統はまだまだ確立していなかった。

本郷和人氏⁽⁵⁰⁾は、順徳の皇子忠成王を支持し、後鳥羽・順徳の帰京を訴えた九条道家と、後嵯峨の両者は「根本的に相容れぬ存在」⁽⁵¹⁾であったと指摘する。これは、後嵯峨讓位の寛元四年に宮騒動が起きたときにも、頼経の父九条道家が、得宗を討ち「六条宮」を即位させようとしたという風説が流れることからも窺えよう。このように後嵯峨の皇統には、正当性の根拠が薄く、いつ覆されてもおかしくないほど脆弱な側面があった。

これに関して後嵯峨は、讓位後まもない寛元四年三月⁽⁵³⁾に、後白河・後鳥羽・土御門三院の追善法要を行っており、後白河―後鳥羽―順徳ではなく、後白河―後鳥羽―土御門から繋がる皇統を正当化しようという意識をそこに看取できる。また先述したように、後白河の菩提を弔う長講堂八講は、皇統の正当性を主張する根拠として修

されていく。一方後高倉院への追善法要等は、「公家御沙汰」でなくなるのであり、長講堂領は後嵯峨にとつて、後高倉院領よりも優先的に集積されるべきものであったと考えられる。そして、後嵯峨にとつてその継承者は、宗尊親王ではなく、次の帝として己の皇統を伝える後深草であったと考えるべきであろう。いくら宗尊親王を寵愛していたとしても、⁽⁵⁵⁾皇統の安定と天秤にかけたとき、寛元四年時点では、生母の位が低く即位の可能性のない宗尊親王に、長講堂領を譲ることは考えにくい。布谷氏は「宣陽門院は皇位継承者にこそ長講堂領を譲与しようとする志向性を持つて」いたとするが、後嵯峨こそこの志向性を持つていたと考えられよう。

山田彩起子氏の「後嵯峨の命令により鷹司院の兄兼経が彼女を後嵯峨の後宮入りさせるといふ噂が流れた」という解釈に従えば、後嵯峨の六条殿行幸は結局、鷹司院長子の後宮入りさせることについて宣陽門院に許可を求めることを目的していたのであろう。

そう解釈すると、長子の兄である兼経が後嵯峨の命に従う理由も、宣陽門院が大宮院とその父西園寺実氏を恐れ憚る理由も納得される。龜山もまだ誕生していない当時、鷹司院との間に仮に皇子が生まれれば、後宮の秩序

を乱し、大宮院を脅かしかねないのである。

ちなみに後嵯峨院の好色は、『なよ竹物語』⁽⁵⁷⁾にも伝えられている。また、『増鏡』には以下の記述がある。

弘安も四年になりぬ。夏比、後嵯峨院の姫宮、かくれさせ給ぬ。後堀川院の御女にて神仙門院ときこえし女院の御腹なれば、故院もいとおろかならずかしづき奉らせ給けり。
(増鏡) 老のなみ

他の記録類には記述が見えず、これが事実だとすれば、後堀河の第二皇女神仙門院とは私通だったと考えられる。このようなことに鑑みれば、公的な入内ではないとしても、鷹司院を後宮入りさせようとする意図が後嵯峨にあったとして不自然ではなからう。

もっとも後嵯峨の意図は、第一には長講堂領を皇統へ集積することにあつたであろうが、それだけとも思われぬ。本筋からは外れるが、ここで改めて政治情勢を確認しておきたい。当時の西園寺家と九条家は良好な関係⁽⁵⁸⁾であつたが、後嵯峨はいずれにも干渉を受けていた。西園寺実氏の口人によつて、後嵯峨は宝治元年大宮院に宗像社領を譲与している。⁽⁵⁹⁾また讓位に先駆け、道家の圧力によつて、二条良実は閔白を罷免され、一条実経が就任した。これについて兼経は九条道家に心中を書き送り、

また後嵯峨から「自内以震筆有種々仰（執柄間事非御本意之由也）」と、この人事が不本意なものであるとの宸筆を得ている。

近衛家は、「九条家の人々と違い、幕府との結びつきも、訴訟を主導した実績も持っていなかった」⁶¹ため、後嵯峨が接近するには都合が良かったらう。実際、近衛兼経は、この当時後嵯峨とは良好な関係であったと考えられる。⁶²つまり、鷹司院を後宮入りさせることで近衛家と接近し、九条家・西園寺家との距離を取り、独自の権勢を築こうとする後嵯峨の意図が透けて見えるのである。

以上、後堀河死後の長子に後嵯峨の後宮入りの噂があったという、長子の出家をめぐる事情を確認した。

ここで、『石清水』の姫君が、最初の結婚相手の中務宮の死後は出家しようと考えていたところ、帝に盗み出されてしまうことを確認したい。

女君は、思ひの外なる身の契りのみ心憂く、思し乱れて、宮の御ことに言寄せて、かたちを変へてんと思しまうけたり。：「御参りのむなしくなりにしことを、くちをしく思し召されしに、宮のかく頼みなくおはしますと聞かせ給ひて、『もしはかなくなり給ひなば、穢れにも籠もり、さまなども変へさせ

給ひなん。さらぬ前にたばかれ」と、：」。

姫君に以前から執心していた帝は、姫君が出家してしまうことを恐れ、夫である中務宮が亡くなる前に、強引に盗み出してしまふ。帝と姫君の関係は、最初は私通であった。

つまり、長子の後宮入りの噂は、『石清水』の姫君とも、一度結婚（入内）した姫君に、おそらく正式な入内をさせようという意図でなく時の帝が関心を持つという点で、符合するところがあるのである。

三一、二、近衛長子と『石清水物語』

これまで見てきたように、長子と『石清水』の姫君を取り巻く系譜、家・社会の状況には重なることが多い。そういった同時代の系譜と風聞をなぞり、当時の読者が易々とそのモデルを指摘し得るような物語が、世間に向けて発表することを想定して制作されたとも考えにくい。しかも、結婚後の姫君に関心を示し強引に姫君を盗み出す『石清水』の帝は、姫君からすると「身の憂きよりほかの事なかりけり」という嘆きをもたらすいわば悪役である。この展開が仮に、長子に後嵯峨の後宮入りの風聞があったことを踏まえているのだとすれば、なおさら

『石清水』は広く読まれることを目的としてはいないであろう。とすれば、享受者としては当然長子が想定される。

ここで、『石清水』の姫君が、長子とは異なる点を列挙する。長子は京都に生まれ、入内するも寵愛されず、帝に後宮入りを望まれるが、出家させられる。一方『石清水』の姫君は、京都から遠く離れた東国に生まれ育ち、入内できないという挫折を味わうも、最初の夫に愛される。身分以外申し分のない男君と恋をし、来世での恋の成就を誓い合う。そしてその思いに殉じて出家しようとするもかなわず、帝に盗み出されて寵愛を受けるのである。『石清水』の姫君はまるで、長子の人生から物語的視点から見た「不幸」を取り除き、長子がたどらなかつた物語的幸福、「もしも」をあえて描いた存在であるかのようにである。

そうすると、『石清水』は、『源氏』虫巻に「何をか紛るることなきつれづれを慰めまし」とあるがごとく、当初長子の無聊を慰め内々でのみ楽しむため、長子を下敷きにした女君を描く恋愛小説として、長子周辺の女房の手によって制作されたのではないかと思われる。⁽⁶³⁾

最後に長子周辺の物語制作環境について確認しておき

たい。『岡屋関白記』建長二年（二二五〇）六月一日条によれば、長子出家後の宣陽門院周辺でも、『源氏物語』享受はおこなわれていた。

午刻許参六条殿、数刻伺候、自去四月廿一日、毎旬有源氏物語沙汰也、及夕退出、欲参内之处、雷雨不
休、仍帰畢。

また、『光源氏物語本事』⁽⁶⁴⁾に、「鷹司院按察局…女院御本とて宣陽門院より御相伝本」とある。宣陽門院所持の『源氏物語』は、伊行や法性寺藤原忠通の筆であることとされていることから、かなり由緒正しい本であった。それが歌人鷹司院按察局に伝えられていたのは、鷹司院長子を間に挟んだ関係であろう。田渕旬美子氏は、『物語二百番歌合』奥書の「宣陽門院御本物語」など、「宣陽門院のような、富裕でしかも未婚の女院・内親王のもとには、多くの物語が集積されていた」とする。宣陽門院と長子の関係の深さからすると、それらが長子に相伝された可能性は高かろう。また宣陽門院に『物語二百番歌合』が献上された可能性も指摘されており、長子には、ほかに歌人の鷹司院帥なども仕えていた。宣陽門院・鷹司院周辺の物語享受は盛んであり、ある程度の物語制作環境は整っていたと考えられる。

『石清水』が長子周辺で成ったかどうかについては、もとより直接の徴証は挙げ得ない。ただし、『石清水』と史実の系譜や社会情勢、出来事の重なり具合を認めるとするならば、『石清水』はやはり宝治元年以降の成立であろうかと推測されるのである。

*本稿は、二〇一六年文藝学会公開講演会の内容をもとにしたものである。

*なお、『石清水物語』本文は『中世王朝物語全集 石清水物語』に拠った。『源氏物語』は基本的に新編日本古典文学全集に拠り、諸本を参照し重要な校異のある場合示した。『承久記』は新日本古典文学大系、『五代帝王物語』は和泉書院影印叢刊、『五代帝王物語 京都大学附属図書館蔵』、『増鏡』は日本古典文学大系に拠った。
*表記は適宜通行の用字体に改めた。

註

- (1) 三角洋一氏「中世王朝物語全集『石清水物語』解題」(笠間書院、二〇一六年二月)。
- (2) 『源氏』の「女郎花しをれぞまざる朝露のいかにおきけるなごりなるらん」を踏まえ、結婚に際して「しをる」「女郎花」が詠まれる、子の誕生に際して『狭衣』の「雲井まで生ひのぼらん種まきし人も尋ねぬ峰の若松」を踏まえる和歌が詠まれる等の例が挙げられる。

- (3) 三角氏注(1)において、「同時代的な好尚の反映か、『海人の刈藻』『忍び音物語』『律の宿』『言はで忍ぶ』などとも類同性や相似性が指摘されている」とある。
- (4) 建久九年(一一九八)に成立した上覚の難歌解釈書『和歌色葉』と考えられる。
- (5) 平出鏗二郎氏『近古小説解題』(大日本図書、一九〇九年一〇月)。
- (6) 後藤丹治氏「岩清水物語は果して宝治年間の作か」『文学』第一巻第七号、一九三三年一〇月)。
- (7) 五味克夫氏「鎌倉御家人の番役勤仕について(一)」『史学雑誌』(第六三巻第九号、一九五四年九月)。
- (8) 五味氏注(7)。
- (9) 「明年内裏大番事、自五月至于七月上旬十五日」(『薩摩旧記雑録』二、建保三年一〇月四日、『鎌倉遺文』二一八二号)。
- (10) 木村英一氏「鎌倉幕府京都大番役の勤仕について」(『待兼山論叢 史学篇』第三六号、二〇〇二年一月)。
- (11) 嘉禎三年(一一三三)の誤りか。鎌倉追加法六六条(『中世法制史料集』第一巻、岩波書店、一九五五年一〇月)。
- (12) 七海雅人氏「鎌倉幕府御家人制の展開」(吉川弘文館、二〇〇一年一月)。史料の年次記載について問題があるため、可能性の提示にとどめるとする。
- (13) 「依故泰時朝臣之計、此八九年中要害所々、有守護武士、終夜拏篝火、万人高枕了、而皆停止云々、不知是非」。また『民経記』十二月歴記八日裏書には、泰時の

政策(簾屋)によって、京都では万人が枕を高くした、とその功績が記される。

(14) 『吾妻鏡』宝治元年十二月二十九日条。

(15) 『深掘家文書』文応元年八月七日北条時茂拳状(鎌倉遺文)八五四四号)。

(16) 拙稿『石清水』の伊予守一武士の描き方(『国語国文』第七九卷第一〇号、二〇一〇年一〇月)。

(17) 齋院も降りさせ給ひにしかば、后腹の女三の宮も給ひぬ。隙間なくなりぬる御さまをも、くちをしと思ひ悩み給へど、何のかひかあらん。(上巻)

『石清水』において齋院が退下し、「后腹の女三宮」が次の齋院となった、という出来事は、『源氏』葵巻の以下の設定を借りている。

そのころ、齋院もおりあたまひて、后腹の女三の宮あたまひぬ。帝、后、いとことに思ひきこえたまへる宮なれば、筋ことになりたまふをいと苦しうおぼしたれど、…(『源氏』葵)

また『石清水』の以下の人物、出来事は『源氏』薄雲の設定を借りている。

春の初めより、世の騒がしき年にて、さるべき人々もあまた失せ給ふ。高き卑しき、はかなき数のみまさりゆく。前齋宮も隠れさせ給ひぬ。入道式部卿の宮も失せ給ひなどして、人の心も静かならぬに、…(上巻)

その日式部卿の親王亡せたまひぬるよし奏するに、いよいよ世の中の騒がしきことを嘆きおぼしたり。

かかるころなれば、大臣は里にもえまかでたまはで、つとさぶらひたまふ。(『源氏』薄雲)

(18) 三角洋一氏「王朝物語の行方」実例『石清水物語』(『国文学』第三六卷一〇号、一九九一年九月、のち『物語の変貌』若草書房、一九九六年二月)。

(19) 宰相の君の姉の発言に、「かく殿のうちをさへあくがれて」とあることから、宰相の君が左大臣家に仕えていたことがわかる。

(20) 右兵衛督の誤り。学習院本(国文学研究資料館蔵マイクロフィルム二二六一―四三一一による)には「右兵衛督」、富岡本甲本(東大史料編纂所レクチグラフによる)・乙本(古典文庫による)には「兵衛督」とある。なお本文は『梅沢本栄花物語』(勉誠社、一九七九―八二年)により、学習院本・西本願寺本(国文学研究資料館蔵マイクロフィルムホー一一―)・富岡本(甲乙)と対校した。

(21) 金光桂子氏「我身にたどる姫君」の描く歴史(上)(下)(『国語国文』第六九卷第九・第一〇号、二〇〇〇年九・一〇月)、横溝博氏「栄花物語」と中世王朝物語の関係について『風につれなき物語』を例として(『王朝歴史物語史の構想と展望』、新典社、二〇一五年三月)、拙稿『苔の衣』の大将の主人公性(『国語国文』第八二卷第七号、二〇一三年七月)・『苔の衣』系譜考(『京都大学国文学論叢』第三〇号二〇一三年一〇月)等。

(22) 井真弓氏「『石清水物語』の人物造型から読み解く時

代性」〔中世王朝物語全集葉〕第一二号、二〇一六年一月）。

(23) 三角氏注(1)。さらに「左大臣の次男である秋の君は、物語の中心人物であるかのように描写されたり行動したりしていて、…秋の君の存在があつてこそ物語が成り立っていると評しても過言ではあるまい」とある。

(24) 中納言時、権大納言時に中将を兼ねたかどうかは定かではない。

(25) 『いほでしのぶ』で出家を遂げる男君、『吾の衣』の男君も右大将である。

(26) 三角氏(注(1))は、『石清水』が「大将は大納言の兼官と決めつけているようである」とする。実際、文永八年までの期間を見る限り、大将は次第に大納言の兼官という色合いを濃くしていく。大将が大臣以上の兼官であるのは、師実・忠通などの摂関家の人物、源俊房・雅通らを経て、寛喜二年(一二三〇)の九条良平までである。以降おおよそ大将は(権)大納言の兼官となる。摂関家出身者で、大将が大納言の兼官であつた人物としては、九条良経以後、近衛兼経、一条実経、鷹司兼平らを挙げられる。

(27) 後鳥羽院時代においては、右大将は清華家の官職であつた。佐伯智広氏「中世貴族社会における家格の成立」(上横手雅敬氏編『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、二〇〇八年九月)参照。

(28) 春の君は、少将、中将、二位中将、中納言と昇進し、権大納言を経て左大将を兼ねる。一条実経は、少将、中

将、三位中将、権中納言(兼中将)、権大納言(二位)を経て左大将を兼ねる。また、春の君は秋の君の二歳年長であるが、実経も兼平より五歳年長である。

(29) 近衛家実の長男家通は貞応三年(一二二四)に二十一歳で夭折。次男家輔も承久二年(一二二〇)十二歳で夭折。

(30) 『岡屋関白記』貞永元年(一二三二)十二月五日条には「前関白被候、為皇后之父皇帝之祖、施榮耀於朝野者歟」と道家の栄華が記される。

(31) 『猪隈関白記』建永元年(一二〇六)十一月二十五日条「亥時許或祇候女房有産事(女子)」。

(32) 『女院小伝』には、以下の記述がある。
鷹司院(藤長子)。後堀河后。猪隈関白女。母修理大夫季信朝臣女。嘉禄二六十六叙従三位(九)。七二為女御。廿九為中宮。安貞三四十八院号(十二)。寛元四四廿為尼(廿九。蓮華性)。文永十二二十一御事(五十八)。猪隈殿女。母修理大夫季信朝臣女。後堀河院妃。

(33) 『猪隈関白記』によると、近衛家実はしばしば宣陽門院のもとを訪れていた。また、家実は宣陽門院女房右衛門督との間に家通・兼経をもうけた。

(34) 『岡屋関白記』嘉禄元年(一二二五)十月七日条「太閤叡弟姫君(八歳)、被参宣陽門院(御猶子儀)、先有著袴事(太閤衣結腰)、入夜姫君被参、余寄車経他路参会女院」。

(35) 長田郁子氏「鎌倉期における皇統の変化と菩提を申う

行事―仁治三年正月の後嵯峨天皇の登位を中心に」(明治大学大学院文学研究論集 文学・史学・地理学) 第一号、二〇〇一年九月。

- (36) 長田郁子氏「鎌倉前期における宣陽門院の動向とその院司・殿上人について」(明治大学文学研究論集 文学・史学・地理学) 第三号、二〇〇五年二月) に「嘉禄三(一二二七)年に造営された宣陽門院の新御所が「此新御所可為中宮御所」(『民経記』同年八月十一日条)とされるなど、宣陽門院は長子と関わりが強かった」という指摘がある。加えて『平戸記』寛元三年(一二四五)七月二十二日条に「今夜為御方違、行幸六条殿、宣陽門院自去比依御不豫事、御坐伏見給、鷹司院同御彼所、仍無御儲事、如御土御門前内府致用意云々」とあり、長子は後宮を退出後、宣陽門院と居を共にしていた。また長子出家後も「参伏見、此一両日両院御坐也」(『岡屋関白記』建長三年(一二五一)七月二十四日条)とあるように両者は行動を共にしている。

- (37) 長田氏注(35)。
- (38) 『岡屋関白記』寛元四年正月十一日条「今夜行幸六条殿、宣陽門院内々有御対面云々」。

- (39) 『平戸記』寛元三年四月二十七日条「世間重事等、密々風聞伝聞之、逐日普聞敷」、同年六月七日条「大藏卿入来、仍閑談移時、今朝先参殿下、仰云、重事一定敷、已被仰せ閑東訖、但我不仰遣云々子細」、同十八日条「件御返事云、善悪左右不能計申、只可在御計云々、依之早速可有沙汰云々」。山本博也氏「関東申次と鎌倉幕

府」(『史学雑誌』第八六卷第八号、一九七七年八月) 参照。

- (40) 『岡屋関白記』寛元四年正月十五日条。
- (41) 布谷陽子氏「宣陽門院領伝領の一側面―宣陽門院領目録の検討を通じて」(『歴史(東北史学会誌)』第一〇〇号、二〇〇三年四月)。
- (42) 菊池大樹氏「宗尊親王の王孫と大覚寺統の諸段階」(『歴史学研究』第七四七号、二〇〇一年三月)。
- (43) 『百鍊抄』同日条「今日上皇若宮(宗尊親王)、令人持明院殿給、御猶子之儀也」。
- (44) 『三長記』建久六年(一一九五)十二月五日条、「民経記」天福元年(一一三三)二月十三日条。
- (45) 『百鍊抄』建仁元年(一二〇一)十二月十八日条「今日春宮行啓安井殿、是依殷富門院御猶子儀也」、『猪熊関白記』同日条「今夜春宮行啓於殷富門院、母子儀云々」。
- (46) 『平戸記』寛元三年四月十五日条。
- (47) 『平戸記』寛元三年二月十八日条。
- (48) 『岡屋関白記』建長元年(一二四九)二月十四日条。この二人と兼経が後嵯峨の車に同乗し、「密々」に月を見る。後嵯峨はこの夜のことを「今夜事尤有其興者」と賞する。
- (49) 山田彩起子氏「鎌倉期における後宮の変容とその背景」(明治大学大学院文学研究論集 文学・史学・地理学) 第二号、二〇〇五年二月)。
- (50) 本郷和人氏「中世朝廷訴訟の研究」(東京大学出版会、一九九五年四月)。

(51) 建長五年正月三日御元服アリ。女御八大宮院ノ御妹

マイラセ玉。モトハ大宮院ニ候ハセ給テ、御熊野詣ノ時モ御マイリ有シヲ、円明寺殿ヲ錮ニトルヘシトテ日次マテ定リタリケルヲ、院ノ御計ニテ俄ニマイラセ給ハ、引カヘ目出キコトニテソアリケル。という『五代帝王物語』の記述は、後嵯峨と九条家との軋轢を思わせる。

(52) 『岡屋関白記』寛元四年六月十六日条「入道将軍示合 東山禅閣廻謀、相語猛将等欲討故泰時朝臣子息等、…」。また寛元四年六月二十四日九条道家願文に「仏子行慧若危国位謀重事、奉立六条宮、欲行入内事、…」（九条家文書、『鎌倉遺文』六二七〇号）とある。猶「六条宮」については、雅成親王説に加え、忠成王説（金澤正大氏「寛元四年政変は「宮騒動」と何故に称されたのか」『政治経済史学』第五九〇号、二〇一六年二月）も示された。

(53) 『葉黄記』寛元四年三月十三日条。徳永誓子氏「後鳥羽院怨霊と後嵯峨皇統」〔日本史研究〕第五一二号、二〇〇五年四月）参照。

(54) 『平戸記』仁治三年（一一四二）五月七日条で、後高倉院の菩提を弔う安楽院法華八講を「公家御沙汰」で行うかどうかが問題になり、寛元三年には式乾門院の沙汰によって行われている。長田氏注（35）参照。

(55) 『平戸記』寛元三年二月一日条に、「今日若宮御入内依客星変延引畢、件儀如后腹親王有其沙汰」とある。

(56) 山田氏注（49）。

(57) 別名「鳴門中将物語」。鎌倉時代後期成立か。『古今著聞集』巻八好色第十一にもほぼ同話が「後嵯峨天皇某少将の妻を召す事并びに鳴門中将の事」として収録される。

(58) 『平戸記』仁治三年四月二十二日条「一人入道殿下相国禅門之所為也、天下□蠢□歟、…彼阿所奇謀、已以露顕之後…」、同五月一日条。九条道家は西園寺公経と「奇謀」をめぐらしていた。

(59) 『葉黄記』宝治元年八月十八日条、二十七日条。

(60) 『岡屋関白記』寛元四年正月二十四日条。

(61) 本郷氏注（50）。

(62) 『岡屋関白記』宝治二年閏十二月七日条で兼経は、摂政を兼平に譲ることに關しての「関東返事」を後嵯峨に進覽し、「返事之趣叶御意之由」との回答を得ている。また、建長元年二月十四日条、十七日条など後嵯峨の忍び歩きに付き従っている。

(63) 上のかたちは、思ひなしも気高く、あてやかにおはしませど、濃かなる愛敬などは、少しおくれさせ給へるにや、…。（下巻）

などと、作者が男性貴族や帝の外見について、かなり厳しい評価を下していることからすると、作者は女性かつ、身分の高い男性貴族・皇族にも逢う機会が多かった女房の可能性が指摘できるのではなからうか。

(64) 『今井源衛著作集四 源氏物語文献考』（今井源衛著、田坂憲二編、笠間書院、二〇〇三年九月）。

(65) 田淵句美子氏「物語二百番歌合」の成立と構造」〔国語と国文学〕第八一巻第五号、二〇〇四年五月）

(66)

江草弥由起氏『物語二百首歌合』の成立をめぐって―
宣陽門院との関わりを軸に―(「和歌文学研究」第九九号、
二〇〇九年一二月)。

(本学任期制助教)